

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄  
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝  
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎  
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

---

出版情報：2011-03  
バージョン：  
権利関係：

## 中世都市アミアンの非訟裁判権<jurisdiction gracieuse>に関する記録 —シログラフから契約登記簿まで—

山田雅彦

### はじめに

北フランスのアミアン Amiens 市では、民間で行われる私的契約を公に確認してそれを一冊の帳簿に登録する仕組みが 15 世紀半ばに整った。そもそも都市自治体が民間の契約に口を挟む理由は何であろう。そのような「民事行政」を行う根拠はどこにあるのか。例えば、土地家屋の取引、定期金の設定、贈与、相続、結婚契約、法的行為の委任（付託）等、これらはすべて本来民間人同士で交わされる契約である。ところが、それらの契約は常に順調に履行されるとは限らない。プライベートとはいえ明らかな係争に発展する可能性はどのケースにも内在する。最近のクローストルの研究によれば、債務契約が破綻し、紛争へと発展して最後は裁判沙汰となる流れは、少なくとも中世後期のパリ Paris ではおよそ予定通りのコースであったらしい<sup>1</sup>。

近代以前の社会でも、民法や商法として後に体系づけられていくような規範の多くは、早期より公法として定められている<sup>2</sup>。実際、この種の私的契約を公的な組織が書状をもって確認し公示するという行為は、早い時代から伝統的な権威にして文書作成のノウハウに通じていた教会・修道院によって行われていたが<sup>3</sup>が、都市もまた一定の裁判権を伴う自治権の獲得とともに、この権利を次第に行使するようになっていった。ちなみに、この種の民間の契約を公証する権限を、法曹界では通常の「訴訟案件裁判権」—フランス語では <jurisdiction contencieuse>—と区別して、「非訟案件裁判権」（略して「非訟裁判権」—同じくフランス語では <jurisdiction gracieuse>、あるいは <jurisdiction volontaire>—と呼ぶ<sup>4</sup>。以下の考察でも、この民事行政権限の行使に関してはこの用語法を使用する。他方で、この権限の行使は書状の作成を伴う以上、文書行政の進展とある程度結びついていたことになる。告示証書の作成に関わって、都市の文書管理全体が同時に進展したのではないかと問題提起することも許されよう。

ここでアミアンを事例に取り上げるのには、二つの理由がある。一つは、19 世紀よりまとまった史料整理とその刊行が進んでおり、未刊行のものと併せて 14-15 世紀の都市文書館史料が充実しているからである<sup>5</sup>。他一つは、アミアン市当局をめぐる政治環境の複雑さによる。アミアンを含むソムム Somme 川流域地域では一元的・集権的な公権力の台頭が持続しなかったため、複数の領主権が群雄割拠した状況のまま 12 世紀を迎えた。その影響は都市内部にも及び、12 世紀初めに都市共同体の自治権限が証書により認められた後も、複数の領主権が市内に並存し続けることとなった。さらに自治獲得の際に都市に介入してきた国王権力の存在もまた、その後のアミアンにとってきわめて大きい存在となっていく<sup>6</sup>。アミアン市の自治はそれだけ厳しい環境のなかで成長していった。住民に対する公証業務の展開はこの点で都市当局にとってどの程度の位置を占めたのか、これを考察するのにアミアン市のケースは興味深い一例となる。

以下ではまず、12 世紀のアミアン市自治体機関の活動を踏まえた上で、14 世紀の初めから開始された同市自治体執政機関による文書管理業務へと考察対象を変えつつ、最後は「非

「訟裁判権」の体系的管理の帰結としての、契約登記簿 *registre aux contrats* の誕生（15 世紀半ば）まで跡づけてみたい。

### 1. 都市自治体による文書発給

アミアン市の住民共同体は、1113 年に「コミューン」*commune* を結成したとされる。その際、司教が一時逃亡を余儀なくされ、外来の伯の圧政が続くが、アミアン司教の要請でフランス国王ルイ 6 世 *Louis VI le Gros* が事件に介入したことで事態は収まり、コミューンも自治体として承認されたと考えられている<sup>7</sup>。むろん、以後もヴェルマンドワ伯 *comte de Vermandois*、フランドル伯 *comte de Flandre* と、遠隔の伯権力がアミアン伯を兼ねる時代はしばらく続くが、自治権自体は基本的には侵害されることはなかった。これ以降コミューン＝自治体はさまざまな権利の行使を始めるのであるが、直ちに自治体が文書作成を主体化したかという点、ことはそれほど簡単ではなかった。

もともと中世ヨーロッパにおいては、教会・修道院を別として、都市政府だけでなく国王・諸侯・平貴族など世俗の権力機関は、一般には 13 世紀初期以前は十分な文書管理体制を整えてはいなかった。彼らを発行主体とする文書の作成は行われてはいたが、それらの控えを発給主体が体系的に保存・管理するといった姿勢は未発達であった。フランス国王においてさえ、受給文書の整理に加えて、発給文書の控えの作成・保管に着手するのは 12・13 世紀の交、フィリップ 2 世の治世の半ばからとされる<sup>8</sup>。諸侯権力の方がむしろ早いケースもあるが、しかしその差は誤差のレベルと言える<sup>9</sup>。都市自治体となると、自治権獲得とともに主体的に文書を発給し始めはするものの、あらゆる文書を系統的に整理保管し、文書行政と言えるようなレベルの統治を行うには、今少しの期間が必要であった<sup>10</sup>。

12-13 世紀のアミアン市内には、コミューン成立後も 4 つの領主権が存在し続けていた。第 1 は、古来より聖界の主としてだけでなく大聖堂を中心とする都市のほぼ東半分の世俗裁判権も有していたアミアン司教 *évêque d'Amiens*。第 2 に、司教の世俗権限を代行するヴィダム *vidame (vicedominus)* 職を保持した、アミアン近郊ピキニーの領主 *seigneurs de Picquigny* の一門。そして第 3 が、都市の西半分を領有していたアミアン伯 *comte d'Amiens* であり、第 4 の勢力はその家臣にあたり、都市内要塞カスティヨン *Castillon* を拠点とした城代（城主）*châtelain (castellanus)* である。彼ら 4 者による都市内の権益の分割・分有に関しては、12 世紀以降多くの史料が存在する。また、とりわけアミアン司教とアミアン伯は数々の文書発給を行って、アミアン市の日常生活に関与する機会も多かった。要するに、このような権益の分有状況、あるいは権限の錯綜関係が残るなかで都市共同体の自治統治は開始されたのであり、都市もまた封建的な権力の分有関係に新規参入して、与えられた権限の範囲で統治活動を行っていたということである。

A. ティエリーは 19 世紀に編纂した都市アミアン市に関する主要な文書集成において、12 世紀以前については、文書 *charte* を中心とする 31 点の史料を刊行している<sup>11</sup>。このうち 11 世紀の 4 点は、いずれも国王、司教、アミアン伯がそれぞれアミアン市内の教会機関に発給した文書で内容的にアミアン史の問題に関係するというものである。ただ一つだけ、1191-95 年の伯文書のみは、*<populus>* と表記する都市住民についても聖職者同様に文書内容の対象者であることを示している<sup>12</sup>。やはりコミューン認可以前は都市自治体が行為の主体となる文書は皆無だったということである。

12世紀になると状況はかなり変化する。収録された27点の史料はすべてコミューン認可後のそれであるだけに、アミアン都市自治体（コミューン）、あるいはその市長や参審人が関与する度合いは時が下るにつれて大きくなっていく。

まず都市自治体は受益者となって登場する。その最初の史料は、1113年（もしくは1117年以前）の国王ルイ6世によるコミューン文書である<sup>13</sup>。ただし実際には原本が失われているため、テキストの全体像は明確にはしがたい。そこでは伯や司教の上級裁判権 *haute justice* を除くものの、他の下級裁判権 *basse justice* やそれに関係する限りでの立法・行政権限を獲得した。これらはいわゆる訴訟管轄裁判権に関係するものだが、それと合わせてこの時すでに、民間の私的法行為を確認して告示する非訟裁判権も、明示的にコミューンに与えられていたことは特筆すべきである。条文は以下のように規定する。

「二人もしくはそれ以上の複数人の参審人の前で何らかの協定（契約）がなされる場合、その協定（契約）に立ち会った参審人がこのことを証明するならば、その協定（契約）に関しては、それ以上不和も決闘もなされることはない<sup>14</sup>。」

しかしこうした規定がありながらも、それが実践されたことを示す文書がコミューン発足後しばらくはない。1145年には一人のアミアン「市民」*civis* ニコラが司教座聖堂教会に対する寄進者という立場で、すなわち法行為の主体として文書の中に登場するが、これも司教による非訟裁判権文書での言及である<sup>15</sup>。1151年にも、司教座教会の参事会と都市有力者ジャン・ド・クロワの間で交わされたソナム川沿い船着き場の使用と権利をめぐる協定がある。これも司教による非訟裁判権文書である。司教は両者に書状を渡すべく、「キログラム」*cyrographum* (*chirographum*) を作成して、それぞれに司教の印章を付しているのは興味深い。最後は証人リストまで列挙されている<sup>16</sup>。

キログラム（シログラムとも発音可能）はラテン語で、その仏語形は「シログラフ」*chirographe*、本来「証書」あるいはより一般的に「書き物」を意味する古典期以来の語である。中世の北西ヨーロッパ地域では、ある独特の形式の証文を指すのにもっぱら用いられた。通常は一枚の羊皮紙（あるいは繊維紙）に同一文面を上下に2度書き記し、次に紙の中央部に **CHIROGRAPHUM**（別綴りでは **CYROGRAPHUM**）と大きく文字を書きこみ、書き込んだ **CHIROGRAPHUM** を切取線にして紙を鋏で裁断する。最後は、上下なり左右に切り取られた紙片を、文書内容に関わる二組以上の当事者が控えとして持つことになる。いわば2枚セットの証文である。従って、必ず印章が付されるというものではなかった。ちょうど我が国の勘合のような方法であるが、11世紀頃より私的になされた法行為を記述する際にしばしば用いられた文書形式であった<sup>17</sup>。しかしアミアン司教はこれに印章を付し、さらに証人リストも付けて公証文書としていたことになる。

このように、12世紀前半までは市民が法行為に関与はしても、その行為を確認し公示する役目は未だ司教の手の内であったと考えられる。こうしたなかで、世紀も半ばを過ぎた頃の1152年、まずはアミアン市長が文書発給者となる文書が作成された。これは「私アミアンのコミューンの長であるベルナル」が司教の同意、さらには聖職者たちと「アミアンの市民」*populus Ambianensis* の同意をもって、サン・ジャン修道院が癩施療院 *leprosorium* から購入した土地について確認を行ったものである<sup>18</sup>。これが都市文書となった理由は明

白で、当時癩施療院は都市共同体に属していたからである。それでもなお、当事者が修道院であることもあって、司教や司教座聖堂参事会の承諾を受けて文書化が行われた様子が、当時の市政のあり方を暗示している。ちなみに、この文書は13世紀の写本で、しかも当事者のサン・ジャン修道院の文書帳 *cartulaire* に記載された形でしか伝来しないが、非常に短い。上記の事実確認の後は証人名が列挙される。しかし最後に重要なことだが、テキスト文言によると都市の印章が付されて文書は強化されたのである（もっとも写本であるため印章自体は確認できない）。ここに、稚拙ながらも都市が主体となった文書作成が始まったと見ることができる。これ以降12世紀後半になると、都市が主体となって作成される文書、さらに都市が法行為の一方の当事者となって登場する機会が増えていく<sup>19</sup>。

## 2. 初期の非訟裁判権文書

1160年代、自らが法行為の当事者ではない場合についても、都市自ら非訟裁判権を根拠とする文書を作成するケースがついに登場する。今日伝来する最初の事例が、1167年の文書である。これは「アミアンの我々が市民たちの選挙によりコミューンの長と呼ばれる、私フィルミヌス」が「我々が同輩市民のすべてに対して」「我々と参審人たちの立ち会いのもと」「アミアンのサン・マルタン教会（＝修道院）とラウル・ド・クロワの間で取り交わされたある協定（協約）」を「告知する」文書である<sup>20</sup>。協約の内容は、アミアン近くにあったある土地の占有権をめぐる争いについての調停文書であり、両当事者ともに自身の所有権を主張したが、ラウルが100ソリドゥスの貢租を毎年レミの祝日（10月1日）に修道院に支払うことで合意に至っている。また、テキスト文面によると、ラウルとその妻の要請により、市長らは「さらにいっそう真実が強められるようにと、この書状に我々がコミューンの印章を押した<sup>21</sup>」のである。

ラウルは市民の一人と考えられるが、この史料こそは、都市の権利とは本来無関係の私的な協約が、都市当局の権威によって「確認」され、印章の効力を付された書状によって「告示」されるという、都市が主体となって作成された公証文書である。何よりも、都市当局が固有の印章をもって、法行為にお墨付きを与えていることは注目できる。

数年後の1170年、今度は市長と参審人団の両方の名で発給された、ある市民による修道院への家屋売却に関する告示文書がある。「私アミアンの市長ベルナルと我々が都市の参審人の全員が、我々が誓約者—ここでは全コミューン市民のこと—に対して、」聖マルタン修道院と市民（誓約者）の一人ラウル・ド・エペメニルとの売買契約を確認したことを、書状によって告示したものである<sup>22</sup>。ちなみに、ここでは文書効力の強化のためにコミューンの印章が付された<sup>23</sup>だけでなく、市長を含めた15名の市民の名から構成された「証人団」を列挙することでも文書の効力が補われている。証人リストには造幣役、ワイン樽役、流通税徴収役など、公的もしくはそれに近い役職者の肩書きを持つ者やその兄弟が多く、当時の市政関与者であったと考えられる。また、この証人リストの最後には「コミューン全員の共同体」との追加があり<sup>24</sup>、証言は都市全体によって保証されるとの考え方が投影されていると見て良いだろう。

興味深いことに、この文書は発給者の名を記すより前の書き出し部分で、次のように述べている。すなわち、「事柄の真実は適切な書状に書き写され、記憶に残されることが慣例である。それは時の経過により、あるいは人々の記憶違いにより、それが排斥されたりし

ないようにするためである<sup>25</sup>」と。このような冗長な表現が書き出しに必要と思われたこと自体が、この文書の時代性を暗示しているように思われる。

これまで2通の文書しか挙げていないが、同じ目的を持つ非訟裁判文書でも相互に微妙な差異が確認された。効力添付の方法も印章だけに統一されるまでは至っておらず、証人リストの添付という前時代的な方法も未だ試みられていた。発給者名の表記法にも完全な統一性は確認できない。そもそもこれらの文書は都市文書館に伝来したものではなく、現在は県の文書館に、聖マルタン修道院関係文書に属して伝来している。つまりは受給者側に残った文書であって、決して都市側が体系的な保存を行った結果の記録ではない。書記の名も記されていない。繰り返すが、形式面での揺れやテキスト表現における過度の言説（文書化行為の必要性に関する見解のそれ）が、逆にこの時代の都市文書行政における初期性を示しているように思われる。

ところで、こうして始まったアミアン市の文書作成慣行であるが、文書の作成は近在の聖職者や修道士によって代行されていたのではないか。むしろそれは、修道院や教会の文書作成部で作成されたという意味ではない（そういうケースも否定はできない）。固有の印章があることを考慮すれば、都市は相応の文書作成のための作業台か部屋を用意していたと考えられる。おそらくは、いずれかの教会機関との間で契約を結ぶか、その都度交渉するかして、普段より筆写活動を行っている特定の人物＝書記に都市当局に出向いてもらって都市が必要とする文書を作成していた、と考えることができる<sup>26</sup>。

アミアン都市自治体、発給文書の体系的な保管に対する考え方もまたその術も未だ持ち合わせなかったようである。これまで引用してきた史料はすべて、受給者もしくは相手方当事者の側に伝来したものである。当然それは、早くから記録の体系的整理に着手していた教会機関を中心とする。こうして現在の保管場所も、アミアン市文書館ではなく、アミアン所在のソンム県文書館となっている。フランス革命の後に、各地の教会・修道院に伝来していた記録群が県文書館に収集され、そこで整理され保管されたという次第である。

### 3. 王権の進出と都市の公証業務の変化—都市と王権の共同、都市の権威の上昇？

妻エリザベート Elisabeth による相続を介して、1160年代よりアミアン・ヴェルマンドワ伯領を統治していたフランドル伯のフィリップ・ダルザス Philippe d'Alsace であったが、1182年その妻も亡くなり、彼自身にも直系の後継者がいなかった。このため、エリザベートの妹アリエノール（エレアノール）・ド・ヴェルマンドワ Aliénor de Vermandois は直ちに両伯領の相続権を主張し、国王フィリップ2世 Philippe II Auguste はこれを支持して軍隊を出した。二度に渡る戦いを経た後、国王とフランドル伯の間で和解がなされ、1185年にアミアン・ヴェルマンドワの伯領は、一部がアリエノールに、他一部は国王の支配下に移ることとなった<sup>27</sup>。こうして以後のアミアンは伯権力に代わって、新たに国王を都市領主の一人として迎えることとなった。

1185年、フランス王権のもとに併合されたアミアンでは、さっそく国王地方役人であるプレヴォ（代官）prévôt が配置され、アミアンはプレヴォ管区 prévôté の所在地の一つとされた。すぐに王権の関与は市民生活に張り込んできたことは明らかで、1186年、ある私法行為に関する確認状が、アミアン・コミューンの代表である市長だけでなく、国王代官を前にして取り交わされたのである。これはピエール・ヴィヴェという名の市民一家とサン・

ジャン修道院の間で係争物件になっていた水車の使用権について、和議が結ばれたことを告示した書状である。ピエールはこれ以後、修道院に対して新設水車のうちの6基を渡すことで、粉挽権の2分の1を委譲することが、「当時アミアンの市長であったベルナル・ド・クロワの手を介して、及びフランス国王陛下フィリップ（2世）の代官であるピエール・ド・ベステセオの手を介して」「現在と将来のすべての人々の公共の知るところ」となったのである<sup>28</sup>。この文書では効力付与に際しては、都市の印章も王権の印章も使われることはなく、代官や参審人団も含めて多数の証人リストをもって締め括られている。そのうち参審人団と代官役人団は最後の箇所「すべての参審人と国王裁判権に属すすべての者<sup>29</sup>」と併記されている。今や都市生活は、フランス王権によって今度は干渉されうる事態が生じたのである。

もっとも1190年国王フィリップ2世は、1113（1117）年のアミアン・コミュニオン文書にさらに新条項を加えて都市の自治権を保証した。先の文書にあった非訟裁判権に関する条文はそのまま維持されたことはいまでもない<sup>30</sup>。従って法制面では決して自治権限は侵されたわけではないとはいえ、おそらく政治運営面ではより複雑な要素が折り込まれたと理解していく必要がある。

他方で、この時期の文書が依然として形式的に不定であり、多種多様の仕方で確認と告示の業務が行われていたことを表す1195年の一通の非訟裁判権文書がある。ティエリー編集の史料集で30番と数字が打たれた文書がそれである。ティエリーはこの文書に「市長と参審人の前で結ばれた売買契約文書<sup>31</sup>」という標題（リュブリック）をつけたのであるが、実際はこの文書は、アミアン城代ピエールを発給者とする文書である。ピエールはユーグ・ド・ピキニイに対して、カスティヨン要塞地区のある家屋を売却したというのであるが、この文書にはまずこの兩人に関係する証人リストがあがってくる。それを受けて今度は「このことは正式にアミアン市長ベルナルと参審人団の面前で再確認された<sup>32</sup>」との文言、ならびに参審人と思われる6名の名が記される。最後は再び城代の文書として、城代の印章が付されて文書に効力が最終付与される格好になっている<sup>33</sup>。

これなどは当事者が私的法行為を私的に行いながらも、法手続きの面では両当事者間で文書を確認するだけでは不十分と考えたのか、文面によって都市自治体による公証があった事実を差し挟むという、一風変わったケースである。城代という、文書発給をできる立場の人物であったことが、独自の形式での確認と告示の文書（非訟裁判権文書）になったのであろうが、その種の高位の人々でも、今や都市共同体の公証があたかも欠かせない法手続となっていたように思われる。12世紀を通しての都市非訟裁判権の発達ぶりを何よりも表す事例と言えるだろう。ちなみにこの証書は14世紀に都市が作成した文書記録帳 *registre-cartulaire* の一つ（*Série AA5*）に転記されており<sup>34</sup>、何らかの形で都市にこの文書が伝来していったことを示している。城代文書が後に参照されたのか、それともこの時都市サイドにも関係文書の複写が渡されたのか、そのいずれかと考えられるが決定的な断言は困難である。

アミアン都市自治体は、13世紀以降も数多くの非訟裁判権に基づく法行為を積み重ねたことは疑いない。1228年には、これまで言及されてきていた都市の印章の現物がはじめて確認される<sup>35</sup>。しかし、13世紀から14世紀を通して、それらの文書を体系的に都市が保管した形跡は見られない。それらのまとまった記録が一つとして都市サイドの史料として

残存していない。

#### 4. 都市自治体による記録の体系的管理の開始

北西ヨーロッパ、特に北フランスからネーデルランドの諸都市の大部分において、13世紀後半から14世紀前半にかけて都市固有の書記局が組織され、次第に都市オリジナルの文書管理法が整えられていった<sup>36</sup>。この点に関して、アミアン市の歩みは、同じ北フランスでもドゥエ Douai やサン・トメール Saint-Omer などと比較すると早熟であったとは言いがたい<sup>37</sup>。しかし一般的に言えば、特別に遅いというわけでもない。平均的な進展であったというべきかもしれない<sup>38</sup>。

アミアン市当局による文書管理は、残存する史料群からすると、まずは1310年代に都市が諸権力からそれまでに受給していた証書類 charte、特に同市の特権文書といえる都市法、都市権限に関する重要文書を整理して書冊に写すことから開始された。フランス語でレジストル registre あるいはカルチュレール cartulaire と一般に呼ばれる書冊形式の記録簿の作成である（アミアン市では両者の呼称はほとんど同じ意味で用いられたが、以下では平易に「文書帳」あるいは「帳簿」「登記簿」と表記する）<sup>39</sup>。

文書帳系列の記録群は19世紀のアミアン市文書館整理を通して多数が確認され、それぞれに整理番号（Série AA 1～AA20とそのサブ記号）が付されている<sup>40</sup>が、AA5の番号の付された文書帳が最初の作成物である。これはピエール・ルモニエ Pierre Lemonnier が市長の時代の1318年、都市の書記 cleric であるジャン・バルグル Jehan Bargoul によって記載が開始された。転記証書の最初のもものは1191年の国王フィリップ2世のコミューン証書文書であり、その後はジャンの頃までの主要な都市受給文書がくまなく筆写された。この記録は、ジャンの書き写し作業以後、直ちに都市の第1の公式文書帳に位置づけられ、多くの書記の手によって次々と新しい獲得証書が転記され、1572年の証書をもって一冊を終えている。ちなみに、書記ジャン以後の追加記載部分には、作成開始段階では盛り込まれていなかった、1191年以前の証書類まで記載の幅を広げている<sup>41</sup>。最古のものとは1115年頃のもの、すなわち初期コミューン成立期の文書であり、当初よりも証書収集を遡って行っていたことは興味深い。おそらくは1318年段階ではその時点での証書集成、文書帳作成の目的があり、以後、情勢の変化とともに文書帳記録の意味合いも変わっていったからと考えられる。

そもそもなぜ1318年に文書帳作成が開始されたのか、この問いに対する明確な回答を見つけることはおそらく困難だが、さしあたり1318年という年がアミアン市当局の権利環境を大いに脅かした一年であったことだけは強調しておきたい。すでに別稿で詳細を論じたが、1318年アミアン市民はパリの高等法院に対して、北フランスのバポーム Bapaume で徴収された通過税 péage に関して同市が免除特権を持つ旨、書状をもって提訴していた<sup>42</sup>。それによると、アミアン市民は通常の通過税を支払わなくてもよい権利を持つにもかかわらず、徴収役人たちから通過税徴収を求められた、と訴えていた。確かに1202年の通過税規定テキストを虚心坦懐に読めば、アミアン市は通関免除特例地の1つと記載されており、その主張は妥当なものと理解できる。これに対してバポーム通過税徴収人側は、本件については古来より法廷によって管理される「レジストル」registre (registrum)、おそらくは国王文書庫に保管されていた「国王文書登記簿」が参照され、そこから自ずと問題の解決は



導かれると述べ、なおかつ商人らの示す証拠などは却下されるべきと主張した。彼らはルジストルのかの文言に絶対の自信があったことになる。実際には、通過税免除をめぐって明らかに当初規定の精神とは異なるまったく新しい解釈（改悪）が国王権力サイドから主張され、1280年代の一時期その主張に高等法院が軍配を揚げたことで、1280-90年代を通してこの考え方が高等法院判決として定着していたのである。通過税徴収サイドはそのことを熟知していて、当該事案は高等法院において決着済み、判例などの成文規定そのものによって解決される単純明快な事件と見なしていたことになる。事実、高等法院は「ルジストル」を参照し、通過税規定のテキストがそこに転写されていることを見だし、事柄は「決着済み」であると同年11月に裁決を下したのであった<sup>43</sup>。

この事件のショックはアミアン市にとって大きかったと思われる。まさに青天の霹靂であったに相違ない。安心していただいていた特権の完全な消失といってよい。19世紀の碩学A. ティエリーや古文書学者デュランによっても明言されていないが、アミアン市による関連文書の体系的整理がこの試練と無関係に始まったとは思われない。王領の優等都市として自治を謳歌しているとはいえ、徐々に王権の集権的政治の影響は強まりつつあったのである。都市当局が都市特権の一つひとつを確認し、それらを体系的に閲覧できる書冊に纏めることが重要だと認識をもったとしても不思議ではない。おそらくは受給時の証書をそのまま一件書類として保管していたのであろうが、整理されないまま文書庫に保管されてはいざという時に何の役にも立たないことが、この試練のなかで了解されたものと推察できる。この時転記の始まった証書の最古のものが1191年の国王フィリップ2世によるコミュニオン文書であったことも、文書帳作成の政治的背景を表している。それは決してすべての古文書を並べるような整理が目的の集成ではなかったことを意味する。権利の保持の目的からは、現今の体制の基本となる1191年証書を冒頭におくことで十分であると判断したのであろう。後代にそれ以前の証書類が記載されていくのは、おそらく当初の政治性が徐々に薄れ、文書帳自体が少しずつ都市の歴史書という観点からも利用されるようになったからと思われる。

14世紀も半ば以降になると、新たな文書帳も作成されるようになる<sup>44</sup>。この第1の文書帳(AA5)を一字一句ほとんど変わらず転写し、一部別の証書や国王勅許状を追加したのも作成された。これは、14世紀の半ばの頃、上記の通過税に関して国王から有利な勅許状を得た後に、その書簡を加工するなどの文書偽装として実践されたものと思われる<sup>45</sup>。

さらに、その後も目的に応じてアミアン市では実にたくさんの文書帳が作成され、特に15世紀にはいるとその数は増していく。一部の特権に関する証書類のみを集めたものもあれば、特権証書だけではなく、都市の発布する条例類を集めた編纂物も作成されるようになった。AA12と整理番号の付された文書帳は、都市の秩序維持 *police* に関する法規・特権・条例の総合的な集成であり、1402年から着手され1550年までその編纂は継続された<sup>46</sup>。ちなみに、ある時点で文書帳は丁数を増やすことはなくなるが、それは何よりも厚さのためである。14-15世紀から増丁が繰り返されていたそれらはいずれも厚さが5~6cmにもなっており、それ以上の厚みは読み手にとって煩わしいだけであった。こうして再び新たな文書帳が後継のものとして継続されたので、アミアンでは18世紀までに、140を越えるまでの冊数を数えるまでになる<sup>47</sup>。その他にも、都市法規をまとめたもので、市政役人の交代ごとに更新がなされる「法更新帳」*Renouvellement de la loi* や「同職組合規約集」*Brefs*

et status des arts et metiers などと同じく registre-cartulaire の名をもつ形式の書冊に纏められる。これらはいずれも 15 世紀以降の作成であるが、前世紀のものも部分的だが転写して収録している<sup>48</sup>。

アミアンではこうして、大方の記録は registre-cartulaire 型、すなわち帳面形式で纏められていくことになったといえるが、15 世紀よりその中で重要な位置を占めてくる記録が、都市参事会 échevinage の「議事録」délibérations である。これは現在分類の便宜により、先の文書帳の Série AA ではなく Série BB の記号が付されているが、外形上は文書帳などと変わるものではない。現存する最古のものは 1406 年から記載が始まったものであり、1789 年までで 102 冊がアミアン市文書館に伝来する。欠落はほとんどないと言われている<sup>49</sup>。また、Série CC と現在分類される「会計記録」は 14 世紀末から伝来し、同じ帳面形式の記録である。種類は都市の一般会計記録から個々の目的別収支記録まで多彩である。

最後に、都市自治の分野で重要な裁判に関する記録がある。裁判関係の史料とは、権限に関する書状、法廷関連の詳細を決定した取り決め、判決などの裁判記録それ自体であり、いずれも帳面形式、folio 版で 381 冊の集成が伝来する（現在は都市文書館では Série FF の記号で整理されている）。いずれも 15 世紀以降の編集であるが、それら帳面記載のものとは別に、一件書類も一部伝来している。

ちなみに、FF1346 の記号が付された冊子には、1322 年と 1482 年の 2 通の羊皮紙の権利調停文書が単片で挿入されているし、FF1347 には、2 通の羊皮紙文書と 114 枚の繊維紙文書が挟まっているという。こうした単片の羊皮紙や繊維紙がおそらくは帳面に記帳される前の段階の記録であり、実際の現場で作成・使用されたものと考えられる。たいていは記帳された後に用済みになると考えられるが、何らかの理由でそのまま伝来したものと言える。こうした単片書類群が本来より当該帳面に挟まっていたのか、それとも文書整理の時点で関連帳面に挿入されたのかについては、特に 19 世紀の都市文書館整理の様子が完全には再現できないため判断できないが、おそらくは前者と思われる。というのも、通常文書館整理が行われた際、仮に別個に単片史料が確認された場合、それらは別の整理番号が付されることが通常だからである。実際、こうした単片史料の帳面類への挿入による残存・伝来の事例は多く、サン・トメール市に伝来する 14 世紀初めの「法更新帳」ではその種の単片が数枚見つかる<sup>50</sup>が、それら自体としては何の整理番号も付されないまま挿入されているのである。これはその法令・条例の単片が帳面に挟まれることで一体として伝来したため、帳面とは別個の整理番号を付すまでに及ばなかったという事情による。アミアンのそれも同様で、こうした挿入単片紙類にはそれ自体の独立した記号はない。

ところで、上記の事例では 15 世紀以降に綴りが始まった裁判記録のなかに、1322 年の裁判記録が挿入されている。この事実は二つのことを示唆する。第一に、14 世紀末以前も確かに都市当局は自身の裁判権を行使して、その都度関連記録を認めていたが、まとまった形の帳面型の記録化は未だ実施されていなかったであろうこと。第二に、こうした単片の記録は時にそれ以降の裁判などで活用され、そのためこのような時代の離れた記録が挿入されたまま残った可能性があること、以上である。ちなみに都市における裁判記録が 14 世紀以前は体系的には留められなかったというのは、北西ヨーロッパ地域では比較的普通の現象である。そうした怠慢はイタリア諸都市では 13 世紀からすでにあり得ないことであったようだが<sup>51</sup>、北西欧の自治都市では、フランドルのブルッヘなどの一部大都市を除い

て、14世紀以前は未だ一般的ではなかった<sup>52</sup>。かつては、アドホック ad hoc な問題に関しては、その都度の判例の発給や通達などで対応するのが一般的だったといえる。

## 5. 都市自治体による契約登記簿の作成

裁判系記録群の帳面転記が開始された15世紀の初めにおいて、その対象となっていたのはあくまで訴訟案件に関わる裁判権に属するものであり、民間の私法行為を公証し告示するという、いわゆる非訟裁判権に発する行為は、なおそこには含まれていなかった。むしろ、そうした確認と告示による公証業務がアミアン市で早くから都市当局によって行われたことは第1章で見たとおりだが、13-14世紀においてもそれらは裁判権由来の権限とは別個のものとして取り扱われ、文書帳による体系的な把握・管理の対象とはなっていなかったと見られる。

しかし14世紀末頃の都市のある法令を見ると、別の方法によって非訟裁判権の記録が残されていた可能性も伺える。正確には年代が付されておらず、ティエリーによると14世紀末から15世紀初め頃に発布されたものと考えられる都市当局の法令は、都市の文書帳 *registre* の一つに転写されて伝来するが、その文面は以下の通りである。

「参審人会議の出席者によって、一部のものが証人を前にして作成されたシログラフに対してそのシログラフ（の有効性）を否認し、またそれによって裁判が過度に引き延ばされるがために、次のことが命じられた。誰であろうとも、自らが認めたものであるならば、自身に不利な内容で作成されたシログラフといえども否認できないのであり、このように否認されたシログラフはシログラフであることが証明されるのであれば、罰金として40スーを支払うべきであると。同じく次のことも付け加えられた。何らかの事実に関するシログラフを否認するものは誰であれ、都市を介してその控え *contre-partie* を探し見いだす者にも10スーの罰金を支払うべきであると<sup>53</sup>。」

まさしく都市で一般化していたのは、かつて司教のもとで活用されていたシログラフ方式だったのである。都市の最初期（12世紀）の非訟裁判権文書として発給されたもので、今日伝来するものにその痕跡は確認できないが、ある時からシログラフ方式に移行していたと見られる。ちなみに、同一文面を2通作成した時は、普通は両当事者が、そして3通作成した場合は紙片のどれかを立会人、通常は非訟裁判権文書作成機関の側で保管するケースも他都市では見られる。3通形式は珍しく、北フランスのドゥエ市で13-15世紀に集中的に作成されていたことが知られる<sup>54</sup>。この点に関しては、アミアンでも不測の事態が生じた際は都市当局がその書類確認の調査に関わるということから、都市保管分があった可能性も否定されない。ただし、現在では一つのシログラフも伝来してはいないため確証は持てない。ただ単に、都市側が当事者の持っているシログラフを探すという行為が示されているだけである。ドゥエ市では専用の保管袋があり、そのため現在まで多くのシログラフが市文書館に伝来しているのとは大きなちがいがいえよう。

いずれにしても興味深いのは、この時期のアミアンでは立会人のもと、おそらくは都市の参審人なりを前に、公的にシログラフが作成されており、非訟裁判権文書としての有効性がその形式に保証されていたことである。その起源はおそらくは古来より定着していた、

司教のもとで開始されていた方法の継承ではなかろうか。ドゥエ市あたりの方法に影響されたとも考えられる。もともと 12 世紀後半から 13 世紀当初の頃の都市自治体は、都市の印章のみによって書状に効力を与える方法でスタートしていた。それは 12 世紀後半以降の多くの都市で見られた方法であった。しかし、都市自治体はやがてその方式をいずれかの時点で放棄し、古式ゆかしい方法を取り入れざるをえなかったのではないか。おそらくは、印章の付与だけでは印章が破損した場合には偽文書の嫌疑がかけられ得たし、とにかく「権利証明書」「契約書」として何かと符合できるような仕組みが当事者から求められたのではなかろうか。都市自治体はさしあたりはこうした市民の要求に応じていったのではなかろうか。

もっともそれはそれで、印章が欠ける場合はあり得たし<sup>55</sup>、シログラフとて偽造の可能性は日常的に十分ありえた。結局は、シログラフが多数使用されればされるほど、シログラフへの潜在的不信もまた増幅させていったと考えられる。そもそも、シログラフ自体の内容を全否定するような行為で裁判が遅延することは、本末転倒の事態であり、まさしく諸業務に大きな影響を与えることであった。

こうして、都市自治体は非訟裁判権に基づく私的契約の確認と公示を、より体系的な方法で管理することの必要性を以前より強く感じ始める。1438 年から 1440 年にかけての都市評議会でのことは議論され、最終的に次のように公証記録の作成とその保存に関して方法を変更する旨の決定を出した。すなわち、シログラフを廃して、帳簿への登記(転記)形式へ移行するというのである。

「我ら一同はさまざまな討議を経て、全員の総意と同意をもって次のことを決定した。今後は我々の前で交わされ、賃賃貸付けや売買などなど、以前はシログラフと呼ぶ書状が作成され、長く古来より都市において行ってきたそれらは、一冊の羊皮紙製の帳簿 *registre* に平明に登記されるべきこと。またそれは都市の書記の印章が付されるべきこと。さらに、一年ごとに上記帳簿は市庁舎において更新されるべきこと。また、それらを閲覧したいとする当事者には、全書状に都市の権限を表示する印章が付され、書記の署名がなされ(て抄本が交付され)るべきこと。なお以上の決定にもかかわらず、以前に作成されていたシログラフはその価値と効力をもったままであるべきこと<sup>56</sup>。」

ここにアミアン市は新体制へと舵を切った。以後は他の記録同様に非訟裁判権管轄事項も帳簿によって、また都市の印章によって管理されることになった。ちなみに、以後もシログラフの有効性を担保する措置が末尾に表明されているのも用意周到な措置である。これによって無用な駆け込みを阻止しようとしたのではないかと考えられる。

こうしてアミアンでは確かに 1440 年の 10 月から登記簿への契約の書き付けが開始された。その最初の登記簿は現在、アミアン市図書館の *Série FF1* の番号を付されている。通常の訴訟裁判権関連の裁判記録など同一の大分類を施され所蔵されているが、これらは *Série FF* の中でも 1 番から 125 番までの若い番号を与えられており、19 世紀の分類とはいえおもしろい。少なくともこの記録が 19 世紀人の目からすると非常に重要なものであると理解されたからとしか考えられない。

その最初のもの (*Série FF1*) は上述したように、1140 年 10 月からほぼ 1 年間を対象と

する。全部で 230 葉の羊皮紙の裏表にぎっしりと、141 件の契約がおおむね日付順に記録されている。件数は思ったほど多くはないが、それでもほぼ 2 日か 3 日以上空白はなく次々と記載はなされており、単純計算で 2 日半に 1 件の率で契約が登録されていたことになる<sup>57</sup>。内容面は今後仔細に検討していくべき課題であるが、さまざまな民事に関する公証の記録となっている。さしあたりデュラン編集による目録の記述を順不同に列挙すると、売却 *vente*、委任 *procuracion*、贈与 *donation*、協約（同意）*accord*、放棄 *déguerpissement*、法定占有 *saisine*、領収（免責）*quittance*、権利保持 *tenue de droits*、結婚契約 *assignation de mariage*、債権債務 *obligation de somme*、遺産確認、*reconnaissance d'héritage*、遺言執行の同意 *consentement des excutions du testament*、さらに賃租 *cens* の売買、買戻し、交換、賃貸借、移譲（*vente de cens, achat de cens, rachat de cens, échange de cens, bail à cens, transport de cens*）などに関するものである<sup>58</sup>。

しかし、そこには民間の私法行為の確認とは言えない記載も含まれている。もっともそれらはすべて、都市当局が関与する交渉事項であり、その一部が契約であるためにここに記載されたと見ることもできる。例えば、一部の大青商人団に対する都市で使う大青売買権の都市当局による委任 *procuracion* の事例（11 月 3 日）、都市で建設される家屋の建物や窓の大きさを指定する市長とエシュヴァンの条例（12 月 8 日）、それと関連して、都市と契約し誓約した大工らによる報告（12 月 11 日）、アミアン市の城壁の修繕目的の雇用に対する、都市当局者が行ったジャン・ド・ヴァイイ *Jean de Wailly* に対する 40 リーヴルの支払契約（7 月 27 日）、そしてそれとほぼ同種の契約が他に一件（10 月 25 日）などがそれである。これらの場合はいずれも都市と民間人の間の契約であり、都市当局者もまた私法に関与する限りではこの登記帳への記載を必要と判断したのではないかと思われる。

以後、都市評議会の決定に従えば、毎年更新されて毎年一冊が作成されていったはずだが、これも残念なことに次の 1 冊 FF2 は、1447 年からのものである。全体は 236 葉と最初の一冊分とそう大きく変わらないが、問題はそこに 1447 年から 1450 年までの複数年間の記載が書き留められていることである<sup>59</sup>。次の FF3 の帳簿は 186 葉とやや少なめになるが、ここでも 1450 年から 1452 年までの 2 年間を収録している<sup>60</sup>。これが提起するのは、都市による帳簿記載の方法は当初は思ったほど市内に定着しなかったのではないかという疑問である。実は、都市評議會は 1442 年 12 月に先ほどとほとんど同文の決定を行って告示している。わずかに文面が異なるのは、「賃賃貸付けや売買などなど」と簡略化されていた箇所が、「あらゆる権利移転、すなわち賃賃貸付け、賃租、定期金、家屋、庭畑、土地等の売買、遺言など、彼らを介して取り交わされるすべての書状」と表現し直され、あたかも住民にアピールするかのごとくである。最後の締めめの箇所でも新しい決定文も「価値・意図・効力のうちに留まるべき」と「意図 *volonté*」の語を挿入することで、あたかも住民の意思を尊重しているように思われる<sup>61</sup>。その効果あってか、次第に住民の間にアミアンの契約登記方式は広まっていたのではないだろうか。この記録はアミアン文書館には 1598 年まで合計 125 冊あまり、1621 年まで延ばすと 144 冊が伝来することになったのである。

## おわりに

以上、アミアン市を事例として、その自治獲得の時点から非訟裁判権業務による公証登記簿の作成の時点までを、都市の文書行政の進展という視点も持ちながらスケッチしてき

た。本稿を締め括るにあたり、都市内に他の権力者が競合する環境にありながら、自治体の活動がどれだけ実行力を持てたのかについて、非訟裁判権の問題を中心に考えてみたい。

自治を認める文書で広範な自治権限が保証されようとも、直ちに都市住民のすべてが自治体に対して信頼を置き、全面的な服従と忠誠を誓うかとなると、ことはそう簡単ではなかったと思われる。法制的には自治体のメンバーとはなっても、住民全員が明確な政治意識のもとに日常生活を送るはずもない。彼らに大きな政治的関心事があるとすれば、それは自分の関係する権利と平穏な生活を保証してくれる政府であるかということだろう。

都市共同体に属するはずの住民でも、仮に貧困生活に陥り、毎日の食糧の確保も十分ままならないとなると、極端な場合になると市民権を自ら投げ捨てて、都市内もしくは周辺の有力者の庇護下に入るといった事態が13世紀後半以降いくつかの都市では確認される。北フランスの大司教座都市ランス **Reims** では、貧窮住民の多くが自治体住民であることを放棄して、選択的にランス大司教座のパトロネージュ下に入るケースが少なからずあったとデポルトは指摘するのである<sup>62</sup>。

それと比べると、非訟裁判権の執行者を誰にするかという選択は、それほど大げさな行為とはいえない。しかしこれもまた確実に、信用のおける権力はどれか、自分を託すことのできる政府機関や有力者はどれかを選ぶ行為であり、むしろこちらの方が日常的に繰り返される選択行為であった。

都市内に自治体以外にも勢力のある権力機関が並存しているのが普通であった時代である。時と場合によっては、古来より文書作成とその管理に長けた修道院や教会聖職者に多少のお金を払ってもより安心のできる公証文書を依頼することはあり得たし、実際にそうした事例は14-15世紀になっても各地で多数確認される。14世紀の北ネーデルランドのミッデルブルフ **Middelburg** では、当地の修道院がこうした役割を維持し続けたとされ、そのため都市執政機関による公証文書の作成件数は、周辺の他都市と比べると比較的少なかったとデイクホフは述べている<sup>63</sup>。

アミアンでは、民事行政に関する都市の強力なライヴァルは司教と王権であった。当初は司教による非訟裁判権の行使はおそらく圧倒的なものであったろう。12世紀前半までは市民は依然として司教の非訟裁判権に与っていた。それから徐々に独立していく傾向は12世紀の後半から着手されたということである。むしろその後も、司教との関係は基本的には良好な関係が保たれていくのであり、真の意味での競争相手とはいえないかもしれない。しかしそのような従順・恭順こそが、自治の障害となることもあり得る。いずれにしても、司教による文書発給は相応になされたはずである。近隣のボーヴェ **Beauvais** 司教座<sup>64</sup>やパリ司教座などの事例から推論する限りそれは疑いない。教会組織においても、13世紀以降はこの分野に関して教会固有の司教区判事による *officialité* と呼ばれる裁判管轄権限が整えられていく<sup>65</sup>。アミアン教会とて例外とは考えられない。見方を変えると、この分野では司教は依然として重要な存在であり続けており、場合によってはそのために、都市もまた司教座教会方式の「シログラフ+印章」の方法へと切り替えていった可能性さえ考えられる。

都市と在地の領主権力との関係については、都市自治体の権威が早くから勝利をおさめたようである。アミアン城代が自らの文書で契約をとり扱いながらも、その承認を市長と市参事会の手へ委ねたケースがすでに12世紀末に生じていた。封建的勢力でありながら、

都市世界にあつては都市コミュニオン文書の規定を遵守する姿勢を明確にしていたことになる。これに対して、王権との関係はそれほど白黒がはっきりしない。確かに王権の進出以後、王権によるコミュニオン政府への介入は確実にあった。しかし、13世紀以後も都市自治体は自身のみで裁判権文書を作成した。他方王権は13世紀末頃からバイイ、あるいはプレヴォを介して地方都市での非訟裁判権の行使に本格的に乗り出そうとしていた。それは一定の成果をあげ、国王とバイイの権威のもと、各プレヴォテで司法の確認と告示がなされた。しかし、問題はその実態であったように思われる。実質はすべて都市自治体政府の現場の者かそれに近い者によって運営されていた<sup>66</sup>。これはすでに一つの都市的非訟裁判権業務とも言え、管制でも実質は市政の一部であったということになる。

要するところ、アミアン都市自治体のその業務は成功しつつあった。14世紀にシログラフィ文書による公証がなされていたのも、当事者が相互に書状を持ちたいという要請に対応した体制だったのではあるまいか。あるいは民間で勝手に作成されていたシログラフィを、都市自治体が公証制度に組み込んだ結果とも言える。いずれにしても、アミアン市が14世紀の初頭から徐々にすべての記録の体系的整理を始めていただけに、シログラフィの方法はそれとは対照的に非常に「現場感覚」的である。多少の問題はありながらも「古来より」それが実施されていたことは、先の文書のテキストも語っている。それでも都市は記録の管理が進展する中、この部門に新体制を導入することになった、ということである。優秀な管理者の発想とも言えるし、住民サービスの改善とも言える。それでは果たしてこれが市民との関係で有効だったのか、どの程度の意味を持ったのか、この問題は *SérieBB* あるいは *SérieFF* の読み込みなくしては回答不能である。今後の課題とすることで本稿を結びたい。

付記 本稿は、「中世後期アミアンにおける契約登記簿の誕生—都市自治体による非訟裁判権<jurisdiction gracieuse>の行使を軸として—」『史窓』(京都女子大学史学会)68号、2011年2月の大部分をもとに、表現の一部を改編して再録したものである。詳細は、そちらを参照。

<sup>1</sup> Claustre, J., *Dans les geôle du roi. L'emprisonnement pour dette à Paris à la fin du moyen âge*, Paris, 2007; また同氏編の論集では他都市のケースについても同様の見解が主張されている。Id. (dir.), *La dette et le juge: jurisdiction gracieuse et jurisdiction contentieuse de XIIIe au XVe siècle*, Paris, 2006.

<sup>2</sup> 例えば最近刊行された、苑田亜矢「法の様々な区分についての論考(翻訳と解説)—中世教会法学のアンブロ・サクソン学派による一作品—」『熊本法学』121号、2010年11月、83-107頁は、12世紀後半の教会法学者による法の分類を翻訳し紹介したものであるが、そこに見られる「教会法上の金銭的事件」「教会法上の霊的事件」「世俗法上の民事的事件」の3つのグループは、12-13世紀には多くの教会でその非訟裁判権に属す案件であった。一例ではあるが、教会法はこのように明白にこの問題を射程に入れていた。

<sup>3</sup> パリを例に挙げると、岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁判権(12世紀)」『七隈史学』4号、2003年3月、1-17頁。同「教会訴訟外裁判権の形成(12世紀)—パリ司教文書の分析—」『史淵』147号、2010年3月、141-171頁。

<sup>4</sup> 北フランスにおける中世都市と非訟裁判権の特異な事例、あるいは全般的傾向については、拙稿「中世北フランス・ネーデルランドにおける都市当局による私法行為に関わる文

書業務の拡大とその歴史的意義」神宝秀夫編『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』（平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究B2）研究成果報告書）九州大学、2006年3月、44-53頁。拙稿「中世都市の文書管理—北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る—」岡崎敦編『西欧中世文書の史料論的研究』（平成20年度科学研究費補助金研究（基盤研究B）平成20年度研究成果年次報告書）九州大学、2009年3月、25-39頁。

<sup>5</sup> まず、ティエリー編纂のアミアン史の重要な史料集がある。Thierry, A., *Recueil des monuments inédits de l'histoire du Tiers Etats. Première série: Chartes, coutumes, actes municipaux, statuts des corporations d'arts et métiers des villes et communes de France. Région du Nord, t.1, Les pièces relatives à l'histoire de la ville d'Amiens, depuis l'an 1057 jusqu'au XV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1850; *Ibid.*, t.2., *Les pièces relatives à l'histoire de la ville d'Amiens, depuis le XV<sup>e</sup> siècle jusqu'au XVII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1853. 2巻からなるこの史料集は、アミアン市文書館とソンム県文書館を中心に、従来未刊行であった多くの文書を収集選別して刊本し、文書学的分析もある程度行っている。ただし、それはパリ発の高等法院関連の史料収集・転載の面で行くぶん不十分とされていたが、こちらは20世紀の初めにモーリスによって補充された。Maugis, Ed., *Documents inédits concernant la ville et le siège du baillage d'Amiens. Extrait des registres du parlement de Paris et du trésor des chartes, t.1, XIV<sup>e</sup> siècle (1296-1412)*, Amiens/Paris, 2 vol., 1905-1914. ここにはティエリー史料集と重複をできるだけ避けながら、アミアンの他の史料がパリの国王文書や高等法院判例からの収集分も含めて刊行されている。また、モーリスは史料編纂と並行して、都市制度と社会経済生活に関する諸規定の変化に関する学位請求論文をまとめ刊行した。Maugis, Ed., *Recherches sur les transformations du régime politique et social de la ville d'Amiens, des origines de la commune à la fin du XVI<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1906. こちらはアミアン市文書館に伝来する都市文書帳 *registre-cartulaire* と都市評議会議事録（参審人会議録）*délibérations* を主要に使用して執筆された（それぞれの記録の性格については、後述第3章を参照）。また、ほぼ同じ時期に、アミアン市の通史として Calonne, A. de, *Histoire de la ville d'Amiens*, Amiens, 3 vols., 1899-1906 のアミアン通史3巻が出版された。うち第1巻が中世史関係である。なお、こうした歴史研究のさらなる前提として、アミアン市文書館では1880年代以降古文書の近代的な整理が進められて、古文書学者 G デュランによって次々と文書館目録が刊行されていった。1910年代以降まで続くこの作業は、後半部の *Série* は手書きのままの文書館設置のみによる目録となっているが、AA から HH まではすべて出版物として目録化されている（Durand, G., *Inventaire sommaire des Archives communales antérieurs à 1790, t.1, Série AA*, Amiens, 1891 など、以後1910年代にかけて *Série* 単位で BB から HH まで刊行）。また最近の概説書に、Hubscher, R. (dir.), *Histoire d'Amiens*, Toulouse, 1986 がある。

<sup>6</sup> Hubscher, *op. cit.*, pp. 55-59.

<sup>7</sup> コミューン結成とその前後の事件の経緯に関しては種々の史料が伝来しているが、当時のコミューン文書オリジナル自体は伝来していない。また、王権とコミューンの直接の関係を示唆する文言も、修道士にして物書きであったギバール・ド・ノジャンの「アミアン市民が国王を金銭でつってコミューンを結成した」<Ambiani, rege illecto pecuniis, fecere communiam...>との記述（Guibert de Nogent, *De vita sua*, éd. E.-R. Labande, Paris, 1981, p.400）のみなのである。そこから研究者によってコミューン文書自体の発給年のとらえ方が変わることになるが、1992年にルイ6世文書集を刊行したデュフルの見方に従ってここでは1113年には王権がコミューンに文書を認めたと理解しておく（Dufour, J., *Recueil des actes de Louis VI, roi de France (1108-1137)*, t.1, Paris, 1992, p. 190, no85）。アミアンを含むピカルデューのコミューン論を展開した Desportes, P., “Les communes picardes au moyen âge: une évolution originelle”, *Revue du Nord*, t. 70, 1988, p. 265 も1113年説を採用している。ちなみに、司教と都市の関係を新たな視点で論じた Ott, J.S., “Urban Space, Memory, and Episcopal Authority: The Bishops of Amiens in Peace and Conflict, 1073-1164”, *Viator, Medieval and Renaissance Studies*, vol.31, 2000, pp.43-77 は、コミューン認可の正確な年代・時期について



はふれていない。

<sup>8</sup> 1190年代になってようやくフランス王権は一所固定型の文書管理体制を目指す。この詳細は、Baldwin, J.W., "La décennie décisive: les années 1190-1203 dans le règne de Philippe Auguste", *Revue historique*, t. 266, 1981, pp. 311-337. また、岡崎敦「中世末期フランス王の文書管理―「文書の宝物庫」をめぐる―」『史淵』143号、2006年3月、43-83頁も参照。

<sup>9</sup> 12世紀フランドル伯の文書局の発達に関しては Prevenier, W., "La chancellerie des comtes de Flandre dans le cadre européen à la fin du XIIe siècle", *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. 125, 1967, pp. 34-93; Verhulst, A. et Th. De Hemptinne, "Le chancelier de Flandre sous les comtes de la maison d'Alsace (1128-1191)", *Bulletin de la Commission Royale d'Histoire*, t.141, 1975, pp. 267-309.

<sup>10</sup> 北フランスからネーデルランドにかけての都市の文書行政の初期を扱った研究集会の報告として、Prevenier, W. & Th. De Hemptinne (éds.), *La diplomatie urbaine en Europe au moyen âge. Actes du congrès de la Commission internationale de Diplomatie, Gand, 25-29 août 1998*, Leuven, 2000収録の各論を参照（すでに前掲注3に挙げた拙稿でその成果は紹介している）。アミアンに比較的近い地域の事例となると、北ネーデルランド Northern Low Countries、ホラント Holland 及びゼーラント Zeeland、フランドル comté de Flandre（特にブルッヘ Brugge）、北フランス全域、エール Aire-sur-la-Lys、ラーン Laon の事例が取り上げられている。さらに少し時代が下って14-15世紀が中心となるが、北フランス諸都市の自治体によって立法行為が進み関連する記録が蓄積されていく点は、Clauzel, D., Clauzel-Delannoy, I., Coulon, L., Haquette, B. & alii, "L'activité législative dans les villes du nord de la France à la fin du moyen âge", Cauchies, J.-M. & E. Bousmar (éds.), <Faire bans, edictes et statuz>: légiférer dans les villes médiévales. Sources, objets et acteurs de l'activité législative communale en Occident, ca. 1200-1500. Actes du colloque international tenu à Bruxelles les 17-20 novembre 1999, Bruxelles, pp. 295-329を参照。Godding, Ph., *Le droit privé dans les Pays-Bas méridionaux, du 12e au 18e siècle*, Bruxelles, 1987は北フランスからベルギーにまたがる地域の私法と各権力機構との関係を網羅している。Id., "Les ordonnances des autorités urbaines au moyen âge. Leur apport à la technique législative", Duvosquel, J.M. & E. Thoen (eds.), *Peasants & Townsmen in Medieval Europe. Studia in honorem Adriaan Verhulst*, Gent, 1995, pp.185-201は、12-13世紀段階での都市立法の着手に触れている。

<sup>11</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 16-120.

<sup>12</sup> *Ibid.*, p. 23, n° iv : ... coram clerico et populo in ecclesia predicta celebravimus, ...

<sup>13</sup> *Ibid.*, pp. 39-42, n° v.

<sup>14</sup> *Ibid.*, p. 42, n° v : Si conventio aliqua facta fuerit ante duos vel plures scabinos, de conventionem illa amplius non surget campus nec duellum, si scabini, qui conventioni interfuerint, hoc testificati fuerint.

<sup>15</sup> *Ibid.*, pp. 55-57, n° vii : ... ego Guarinus, Dei patientia Ambianensis episcopus, ... Quocirca, noverint universi, tam presentes quam futuri, quomodo Nicholaus, Maineri filius, Ambianice urbis civis strenuus, conjugalibus vite, ... hospites XL solidorum et XLV caponum censum annuatim solventes, redditumque ... sancte Marie Ambianensi ecclesie penitus habenda concessit, multisque presentibus clericis et laicis, super altare beate Marie donum posuit.

<sup>16</sup> *Ibid.*, pp.59-61, n° ix : ... Conventionem igitur que, inter canonicis beate Marie et Johannem de Cruce de caiagio, in presentia nostra facta est, scripto explanandam et cyrographo confirmandam suscipimus.... Ut igitur compositio ista, tam a canonicis quam a Johanne in conspectu nostro laudata, firma et illibata permaneat, presentem paginam in cyrographum dividimus, et sigilli nostri appositione utraque communimus, ... et ad majorem ejusdem rei certitudinem, testium nomina subassignamus; ...

<sup>17</sup> Guyotjeannin, O., Pycke, J. & B.-M. Tock, *Diplomatique médiévale*, 3e édition, Turnhout, 2006, pp. 185-193.

<sup>18</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 62-63, n° x.

<sup>19</sup> ただし、コミューン結成時より司教と都市との関係がおおむね良好に保たれた都市であ

ることをオットは強調し、この事例のような司教と市民の「共同」が聖なる都アミアンの特性であると結論していることを踏まえれば、都市は以後も司教との関係をはかりながら民事行政の領域に入っていたと考えねばならない。Ott, art. cit., pp. 73-75.

<sup>20</sup> *Ibid.*, p.93, n° xx: Ego Firminus, electione concivium nostrorum Ambianensis communitie major vocatus, notam facio omnibus concivibus nostris quamdam conventionem que facta est inter ecclesiam Sancti Martini Ambianensis et Radulphum de Croi, sub nostro scabinorumque nostrorum testimonio.

<sup>21</sup> *Ibid.*, p.94, n° xx: .. ut magis magisque veritas corroboretur, presenti scripto sigillum nostre communitie apponimus.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p. 95, n° xxi : Ea propter, ego Bernaldus, Ambianensis communitie major, et omnes scabini nostre civitatis, omnibus juratis nostris notum facimus quod Radulphus de Espesmaison, juratus noster, domum suam, ..., concedente Theisende uxore sua nec non et omnibus filiis et filiabus suis, ecclesie Sancti Martini que dicitur in Gemellis, in presentia nostra, sub precio quinquaginta librarum vendidit, ...

<sup>23</sup> *Loc. cit.* : sigillo nostro communitum.

<sup>24</sup> *Loc. cit.* : ... et quorundam civium nostrorum nomina, pro rei geste testimonio, subscribimus: Bernardus de Cruce, major communitie; Guibertus frater ejus; Oilardus monetarius; ... ; Milo pincerna; Milo thelonearius; ... ; universitas totius communitie.

<sup>25</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, p. 94, n° xxi: Rei geste veritas, litteris propriis designata, solet memorie commendari, ne temporum longevitate, vel tergiversatione quaque, valeat obfascari.

<sup>26</sup> 北フランスの近隣他都市がそうであったことは、Saint-Denis, A., "L'administration communale face aux pouvoirs concurrents dans les villes de communes du nord du royaume de France au XIIIe siècle", Prevenier et De Hemptinne, *op. cit.*, pp.437-451; Tock, B.-M., "La diplomatie urbaine au XIIe siècle dans le Nord de la France", *Ibid.*, pp.501-522.

<sup>27</sup> Van Werveke, H., *Een Vlaamse graaf van Europees formaat, Filips van de Elzas*, Haarlem, 196, pp. 20-33 ; De Hemptinne, Th., "Aspects des relations de Philippe Auguste avec la Flandre au temps de Philippe d'Alsace", *La France de Philippe Auguste. Le temps des mutations*, Paris, 1980, pp. 255-261 ; Duval-Arnould, L., "Les dernières années du comte lépreux Raoul de Vermandois (v. 1147-1167...) et la dévolution de ses provinces à Philippe d'Alsace", *Bibliothèque de l'École des Chartes*, t.142, 1984, pp.81-92 ; Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 101-103; Hubscher, *op. cit.*, p. 61. なおアリエノールの死後、ヴェルマンドワも 1190 年代に王領のもとに編入された。

<sup>28</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, p. 104, n° xxvi: In publicum omnium tam presentium quam futurorum noticiam veniat quod Petrus Vivet et uxor sua et heredes sui resignaverunt ecclesie Sancti Johannis Ambianensis, per manum Bernaldi de Cruce, tunc temporis majoris Ambianensis, et per manum petri de Besteseio, prepositi domini Philippi, regis Francorum, sextam partem novi molendini, videlicet dimidium partem molnerie, ...

<sup>29</sup> *Ibid.*, p. 104, n° xxvi: ... et omnibus scabinis et omnibus ad justiciam regis pertinentibus.

<sup>30</sup> Delaborde, H., *Recueil des actes de Philippe II Auguste*, t.1, p. 387, n° 319 ; Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 104-114, n° xxvii.

<sup>31</sup> *Ibid.*, p. 117, n° xxx : Acte de vente passé devant le maire et les échevins.

<sup>32</sup> *Ibid.*, p. 119, n° xxx : .Et hoc recognitum fuit sollempniter coram Bernardo majori Ambianensi et scabinis.

<sup>33</sup> *Ibid.*, p. 119, n° xxx : (Ego Petrus de Ambiano ...) presens scriptum sigillo meo confirmo.

<sup>34</sup> Durand, *Inventaires sommaire ...*, t.1, Série AA, p.28.

<sup>35</sup> Saint-Denis, "L'administration communale ...", p. 439.

<sup>36</sup> 拙稿「中世都市の文書管理－北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る－」27-28 頁。

<sup>37</sup> 同、26 頁。拙稿「中世北フランス・ネーデルランドにおける都市当局による私法行為に関わる文書業務の拡大とその歴史的意義」47-49 頁。サン・トメールでは 13 世紀から文書帳や条例登記簿が作成されていた。拙稿「中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と規制－13 世紀ワイン・ステーブル市場再論－」『史窓』65 号、2008 年 2 月、33-35 頁。ドゥ

エ市の文書整備のあり方についてはさらに、Espinass, G., *Les finances de la commune de Douai des origines au XV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1902 ; Id., *La vie urbaine de Douai au moyen âge*. t.1, Paris, 1913 参照。

<sup>38</sup> Bourlet, C., “Carulaires municipaux du nord de la France; quelques elements pour un typologie”, *Memini, Travaux et documents*, t. 12, Montreal, 2008, pp. 23-41.

<sup>39</sup> 北フランスの都市カルテュレールに関しては、前注の Bourlet 論文の他、Fianu, K., “Le petit cartulaire d’Orleans est-il un cartulaire municipal ?”, *ibid.*, pp. 85-113 ; Drolet, S., “Le cartulaire Livre blanc d’Abbeville : quelques remarques”, *ibid.*, pp. 115-132 ; Hamel, S., “Le cartulaire Livre rouge de Saint-Quentin”, *ibid.*, pp. 133-148. 花田洋一郎「シャンパーニュ地方トロワのカルテュレールについて」『関西大学西洋史論集』10号、2007年、22-43頁。大宅明美「中世フランスにおける都市カルテュレールの作成と伝来に関する一考察—ポワチエの「マニユスクリ・サン＝ティレール」をめぐって—」『西洋史学報』（広島西洋史学研究会）、37号、2010年3月、33-56頁。

<sup>40</sup> Durand, *Inventaire sommaire ...*, t.1, Amiens, 1889.

<sup>41</sup> *Ibid.*, pp. 35-58.

<sup>42</sup> 拙稿『中世北フランス・バポーム通過税の形成・展開と地域における社会的合意』（平成14-16年度科学研究費補助金研究（基盤研究（C）(2)一般）研究成果報告書、熊本大学、2005年3月、43-54頁。

<sup>43</sup> この判決文は *Les olim*, t.2, Paris, 1842, p.684. さらにこの事件については前掲注引用の拙稿と Maugis, *Documents inédits...*, t.1, pp. 26-27 もあわせて参照。

<sup>44</sup> 14-15世紀には司教や司教座聖堂参事会関連の文書だけを編集した文書帳も作成されている。Archives municip. d’Amiens, Série AA2, AA8, AA9.

<sup>45</sup> Archives municip. d’Amiens, Série AA3, fol. 136 r<sup>o</sup>-v<sup>o</sup>; cf. Durand, *Inventaire sommaire ...*, t.1, p. 27. この史料の挿入については、拙稿『中世北フランス・バポーム通過税』54-56頁。

<sup>46</sup> 都市治安に関する立法や行政命令は多く、他にも次の書冊にも収録されている。Archives municip. d’Amiens, Série AA14, AA16, AA17.

<sup>47</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 831-840.

<sup>48</sup> Archives municip. d’Amiens, Série AA6, AA7, AA13.

<sup>49</sup> 以下、Série BB, CC, FFなどの分類と内容の摘要、書冊の外層については、Série AAと同様に、前掲注4に挙げたデュランによる文書館目録（Durand, *Inventaire sommaire...*）の各巻に詳しい。筆者も以下のアミアン市文書館所蔵分書冊群に関する情報は、さしあたりほとんどをそれに負っている。また、市文書館史料の全体整理が着手された頃にこれらの書冊群についてある程度の見解を述べたのがティエリーである。Série BB以下に関するその見解は、Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, pp. 841-846.

<sup>50</sup> Archives d’agglomération de Saint-Omer, Renouveau de la loi, 1.

<sup>51</sup> 公証人制度一つをとっても事情は全く異なる。イタリアにおける公証制度の発達とその記録簿の作成及び活用状況については、清水廣一郎「中世イタリア都市における公証人—民衆の法意識との関連で—」同『イタリア中世の都市社会』岩波書店、1990年12月、45-66頁。中谷惣「中世後期イタリアにおける訴訟戦略と情報管理—ルッカの事例から—」『史学雑誌』117編11号、2008年11月、1-36頁。

<sup>52</sup> ブルッヘ市文書館の初期史料所蔵に関しては、Schouteet, A., *Stadarchief van Brugge, Regesten op de oorkonden, 1089-1300*, Brugge, 1973.

<sup>53</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, p. 800, n<sup>o</sup>ccc v; Arch. munic. d’Amiens, AA12, fol. 36v<sup>o</sup>: Par les estans en eschevinage fu ordonné, pour ce que plusieurs personnes nyoient chirographes contre eulx produis en tesmoignage, et que par ce les causes estoient outre mesure prorogiez, que quiconques nyera chirographes contre lui produit puis que le nyant ara chirographe recognut, il enquerra en xl sols d’amende, touteffoiz que chirographes ainsi nyez sera prouvez estre chirographes. Item, fu adjousté que quiconque nyera chirographe d’aucun fait il paiera x solz d’amende à cheulx qui le contre-partie querront et trouveront par devers le ville.

<sup>54</sup> Howell, M.C., "Documenting the Ordinary: The *Actes de la Pratique* of Late Medieval Douai", in Kosto, A.J. & A. Winroth (eds.), *Charters, Cartularies, and Archives. The Preservation and Transmission of Documents in Medieval West, Proceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatique (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto, 2002, pp.151-173.

<sup>55</sup> Bédos-Rezak, "Le sceau médiéval et son enjeu dans la diplomatie urbaine en France", Prevenier & De Hemptinne, *op. cit.*, pp.23-44.

<sup>56</sup> Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.1, p. 842: Messieurs, à grant et meure délibération et tous d'une volenté et consentement, ont ordonné que doresenavant bail à cens, vendicions, etc., dont par cy-devant estoient faites lettres que on nommoit chirographes, et dont par long et ancien temps on avoit usé en ladite ville, seront enregistrées en un registre en parchemin, tout au net, qui sera signé du clerc de la ville; et d'an en an, ledit registre sera renouvelé en chacune mairie et seront lesdites lettres seellées du seel aux causes de ladite ville, et signées dudit clerc, pour les parties qui avoir les vorront; mais néanmoins, toutes les chirographes qui par cy-devant ont esté faictes demourront avec leur valeur, vertu.

<sup>57</sup> Archives municip. Amiens, Série FF1, fol. 1-230.

<sup>58</sup> Durand, *Inventaire sommaire ...*, t.6, pp.1-7.

<sup>59</sup> *Ibid.*, pp. 8-13.

<sup>60</sup> *Ibid.*, pp. 13-19.

<sup>61</sup> 以下に引用したテキストで下線部を記した箇所が 1338-1340 年の決定文の表現と変更された表現である。他にも綴り法で若干の相違はあるがこれらについては割愛する。Thierry, *Recueil des monuments ...*, t.2, p. 149, n° lviii: ..., ont ordonné que doresenavant toutes lettres qui seront passées pardevant eulz, de tous transpors, bail à cens, vendicions et achat de cens, rentes, maisons, gardins, terres et héritages, dont par cy-devant..., ..., toutes les chirographes qui par cy-devant ont esté faictes demourront en leur valeur, volenté et vertu.

<sup>62</sup> Desportes, P., *Reims et les Rémois aux XIIIe et XIVe siècle*, Paris, pp. 218-248.

<sup>63</sup> Dijkhof, E., "The growing literacy in the Towns of the County of Holland and Zeeland", Prevenier & De Hemptinne, *op. cit.*, pp.133-142.

<sup>64</sup> Gyuotheannin, O., "Jurisdiction gracieuse ecclésiastique et naissance de l'officialité à Beauvais (1175-1220)", *A propos des actes d'évêques. Hommages à Lucie Fossier*, Nancy, 1991, pp. 295-310.

<sup>65</sup> Fournier, P., "Etude diplomatique sur les actes passés devant les officialités au XIIIe siècle", *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.40, 1879, pp. 260-331.

<sup>66</sup> Carolus-Barré, L., "L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse", *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t.96, 1935, pp. 9-35.